

# 公 示

(災害時等における緊急支援物資輸送等に関する協定の締結)

次のとおり公示します。

平成31年3月27日

国土交通省 近畿地方整備局  
副局長 長田 信

## 1. 協定の概要等

### (1) 協定の目的

災害時等における緊急支援物資輸送等に関する協定（以下「本協定」という。）は、近畿地方整備局港湾空港部並びに近畿圏臨海防災センターが地震、津波、台風等の異常な自然現象等による災害発生時及びその他災害等が発生した際に行う緊急支援物資輸送等について取り決めるもので、あらかじめ特定の企業と本協定を締結することにより、災害時等の輸送等を迅速に実施し、災害等による被害の拡大防止と早期復旧に期することを目的とする。

### (2) 協定対象施設

本協定により物資の輸送等を行う施設は以下のとおりとする。

- ・近畿地方整備局港湾空港部（神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎）
- ・近畿圏臨海防災センター（堺市堺区匠町3番2）

### (3) 緊急支援物資輸送等

本協定における緊急支援物資輸送等とは、下記の項目を想定している。

- ①物資の陸上輸送
- ②物資の輸送管理等に関する助言・指導等を行える知見を持った職員の派遣
- ③梱包用資材の提供

### (4) 協定期間

協定締結日から2020年3月31日まで。

### (5) 協定を締結する企業の特定

ア 本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する企業より特定する。

本協定の締結を希望する企業は、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。

イ 提出する技術資料は、下記のとおりとする。

①平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有すること及び国土交通大臣又は地方運輸局長が交付する「一般貨物自動車運送事業」の免許を有することを確認できる書面

②輸送拠点の所在地

※本協定で想定する輸送拠点とは、災害時等の輸送等を迅速に実施することが可能な体制が整った施設を指す。

③他府県での災害を想定した協定対象施設からの複数台のトラックによる簡易な輸送計画

④災害時等の緊急輸送実績

⑤災害協定等の締結実績

⑥その他有益な提案

ウ 提出された技術資料を基に総合的な評価によって協定対象企業を特定する。

ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。

#### (6) 本協定締結後の請負契約

- ア 本協定締結後に災害等が発生した場合にあって、近畿地方整備局が輸送等の実施が必要と判断した場合は、近畿地方整備局は協定を締結した企業（以下「協定企業」という。）に対して、実施の要請を行うものとし、あわせて両者は請負契約を速やかに締結するものとする。
- イ 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、輸送等は行わない。

### 2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。

- ①更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
- ②許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（写しでも可）

(3) 国土交通大臣又は地方運輸局長が交付する「一般貨物自動車運送事業」の免許を有する者であること。

(4) 申請書の提出期限の日から本協定締結企業の特定の時までの期間に、近畿地方整備局から指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと（上記(2)の書類を提出した者を除く。）。

(6) 上記(2)の資格を有しない者で本件に参加しようとする者は、本協定締結企業の特定の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は本件に参加することができる。

当該資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 技術資料等説明書の交付を3.(2)により直接入手した者であること。

### 3. 協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒590-0908 大阪府堺市堺区匠町3番2  
近畿地方整備局 近畿圏臨海防災センター  
電話番号072-221-7301

#### (2) 説明書の交付方法、交付期間及び交付場所

交付方法：3.(1)の場所にて書面により交付する。

交付期間：平成31年3月27日から平成31年4月26日まで

ただし、書面による交付の場合は、交付期間のうち行政機関の休日に関する法律（

昭和63年法律第91号) 第1条に定める行政機関の休日を除く毎日、  
8時30分から17時00分までとする。

(3)申請書等の提出方法、提出期限及び提出場所

提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る）により提出すること。

提出期限：平成31年4月26日 17時00分まで

提出場所：上記(1)に同じ。

4. その他

(1)手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口は上記 3. (1)に同じ。

(3)その他詳細は技術資料等説明書による。